

## 請負工事施工成績評定要領

### (目的)

第1 この要領は、知事部局の所掌する県営建設工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第2 評定を行う工事は、完成検査時点、指定部分検査時点、中間技術検査時点の請負代金額（税込み）が500万円以上の工事とする。

ただし、施設の保守など簡易な工事等で所属部局等の長が必要ないと認めたものについては評定を省略することができる。

### (評定者)

第3 評定は、監督員、課長等、検査員の3者が行う。ただし、これによりがたい場合は、公所長が別途指定する者とする。

2 課長等とは、当該工事を所管する本庁の担当課長、広域振興局及び出先機関の課長若しくは次長をいう。

3 公所長とは、本庁の総括課長、広域振興局の部長若しくは所長又は出先機関の長をいう。

### (評定の時期)

第4 評定は、監督員及び課長等にあつては工事が完成したとき、検査員にあつては工事の中間技術検査、指定部分検査、完成検査を実施したとき、それぞれ行うものとする。

### (評定の方法)

第5 評定は、別記様式第1「工事成績採点表」により行うものとする。

2 各考査項目ごとの採点は、別紙—1～3「考査項目別運用表」によるものとする。

3 評定にあたっては、別紙—4「出来形及び品質のばらつきの考え方」及び別紙—5「施工プロセスのチェックリスト」を考慮するものとする。また、工事における創意工夫、社会性等に関しては、受注者から当該工事における実施状況の提出があった場合はこれも考慮するものとする。

4 出来形、品質、出来ばえは、主たる工種について評定を行うものとする。

5 前項における主たる工種とは、その工事を代表する工種と評定者が判断する1工種をいう。

ただし、これによることが妥当ではない場合は、直接工事費の比率の高いものから足して70%を超えるまでの3工種以内の工種とする。この場合、これ以外の工種でも評定者が重要と認めるものは、当該上位工種の最下位の工種に替えて考査対象とすることができる。

6 複数の工種について評定を行った場合は、最も低い評定を採用する。

7 総合評価落札方式による工事で、契約項目となった技術提案のうち、工事特性、創意工夫、社会性等に該当する項目については、評価の対象とする。

8 現場環境改善費を用いた取組みは、評価の対象としない。

(評定点の通知並びに公表)

第6 評定点については受注者に通知するとともに公表するものとし、通知及び公表の方法については別途定める。

(評定の修正)

第7 公所長等は、第6の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 公所長等は、前項の修正を行ったときは、速やかに、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第8 第6又は第7による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(休日を含む。)以内に書面により、通知を行った公所長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 公所長等は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

(再説明請求等)

第9 第8第2項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して14日(「休日」を含む)以内に、書面により公所長等に対して、再説明を求めることができる。

2 公所長等は、前項による再説明を求められたときは、必要に応じて公共工事等に関する学識経験等を有する者の助言を受け、書面により回答するものとする。

附則

この要領は平成13年6月1日から施行する。(平成13年4月13日付 建技第36号)

附則

この要領は平成14年4月1日から施行する。(平成14年3月8日付 建技第452号)

附則

この要領は平成16年4月1日から施行する。(平成16年3月9日付 建技第476号)

附則

この要領は平成23年4月1日から施行する。(平成23年3月1日付 建技第820号)

附則

この要領は平成24年4月1日から施行する。(平成24年3月19日付 建技第569号)

附則

この要領は平成28年4月1日から施行する。(平成28年3月25日付 建技第822号)

附則

この要領は平成30年9月1日から施行する。(平成30年8月9日付 建技第357号)

附則

この要領は令和6年4月1日から施行する。(令和6年3月12日付 建技第824号)

附則

この要領は令和6年10月1日から施行する。(令和6年9月30日付 建技第517号)

附則

この要領は令和7年10月1日から施行する。(令和7年10月1日付 建技第464号)

附則

この要領は令和8年4月1日から施行する。(令和8年3月24日付 建技第915号)